

サリン等による人身被害の防止に関する法律の施行について

平7.4.21 丙刑企発第33号、丙捜一発第21号 刑事局長から
各附属機関の長、各地方機関の長、各都道府県警察の長、(参考送付先) 庁内各局部課長あて

サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号。以下「法」という。)の制定の趣旨、要点等については、「サリン等による人身被害の防止に関する法律の制定について」(平成7年4月21日付け警察庁乙刑発第9号)をもって通達されたところであるが、法の内容及び運用上の細目的留意事項は下記のとおりであるので、法の施行に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「化学兵器禁止法」とは、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)をいい、「特定物質」とは、化学兵器禁止法第2条第3項に規定する特定物質をいうものとする。

記

第1 目的(第1条関係)

本法は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もってサリン等による人の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

毒性を有する物質については、化学兵器禁止法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。)等においても所要の規制が行われているところである。しかしながら、化学兵器禁止法は、化学兵器禁止条約が目的とする国際的な平和秩序の維持の観点から特定物質について許可制等の規制を行うものであり、特定物質の範囲についても、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いかどうかという観点から定められることとされている。また、毒劇法は、保健衛生上の見地から毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の取扱いに関し必要な取締りを行うものであり、同法の毒劇物の定義には、産業流通性の観点が含まれるものとされている。

このように、本法と化学兵器禁止法及び毒劇法は、その趣旨及び規制の対象とする物質の範囲において相違するものである。

第2 定義(第2条関係)

法においては、「サリン等」とは、サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。)及び第2条各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいうこととしている。近時、サリンの発散による犯罪が発生しておりその再発の可能性があること、それが社会に重大な不安と脅威を及ぼしていること等にかんがみ、サリンについては、政令で定めるのではなく、当然に法の対象とされている。

第3 製造等の禁止(第3条関係)

- 1 サリン等は、人を殺傷する能力が著しく高く、かつ、人を殺傷する以外に用途が認められないものであることから、法においては、サリン等の製造、輸入、所持、譲渡し、譲受けを禁止することとされた。ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的にサリン等の製造、輸入、所持、譲渡し、譲受けの禁止から除外されている。

- (1) 国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが試験又は研究のために製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けるとき。
- (2) 化学兵器禁止法又は外国為替及び外国貿易管理法（以下「外為法」という。）の規定により特定物質の製造、所持、譲渡し若しくは譲受け又は輸入ができる場合に該当して、製造し、所持し、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は輸入するとき。

2 1(2)の場合を具体的に列挙すると、次のとおりである。

(1) 製造ができる場合

ア 通商産業大臣の製造の許可を受けた者（「許可製造者」）が、通商産業大臣の使用の許可を受けた者（「許可使用者」）に譲り渡すためにその使用の許可に係る特定物質の製造をする場合（化学兵器禁止法第14条第1項）

イ 自らが許可使用者である許可製造者が、その使用に係る特定物質を製造する場合（同法第14条第1項）

(2) 所持ができる場合

ア 許可製造者が、その製造した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合（同法第16条第1項第1号）

イ 外為法の輸入の承認を受けた者（「承認輸入者」）が、その輸入した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合（同項第2号）

ウ 許可使用者が、特定物質を使用するまでの間所持する場合（同項第3号）

エ 製造、使用の許可を取り消された場合等化学兵器禁止法第18条第1項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者が、廃棄するまでの間所持する場合（同項第4号）

オ アからエに掲げる者から運搬又は廃棄を委託された者が、その委託に係る特定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場合（同項第5号）

カ アからオに掲げる者の従事者が、その職務上特定物質を所持する場合（同項第6号）

(3) 譲渡し、譲受けができる場合

ア 許可製造者が、許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合（同法第15条第1項第1号）

イ 承認輸入者が、許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合（同項第2号）

ウ 許可使用者が、その使用の許可に係る特定物質を許可製造者又は承認輸入者から譲り受ける場合（同項第3号）

(4) 輸入ができる場合

ア 許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡すため、当該特定物質について外為法の輸入の承認を受けた場合（同法第13条及び第14条第2項）

イ 許可使用者自らが、その使用の許可に係る特定物質について外為法の輸入の承認を受けた場合（同）

(5) 特定施設についての特例

特定施設（国の施設であって、特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究のために特定物質の製造をする施設として、一を限り政令で指定するものをい

う。陸上自衛隊化学学校がこれに当たる。)において国が行う一定の製造、使用は認められている。(同法第34条第1項及び第2項)

なお、化学兵器禁止法の施行の日までの特定施設に関する本法の適用については、後記第7の1を参照されたい。

第4 被害発生時の措置等(第4条関係)

1 被害発生時等の措置(第4条第1項)

(1) 趣旨

警察官等は、人身に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態が発生した場合においては、もとより、警察官職務執行法等の諸法令に基づいて、危害防止のために必要な措置を講じることができるものである。しかしながら、警察官等に緊急時の措置を認める諸法令においては、警察官等が権限を行使するための要件を一般的抽象的に定めているにとどまり、また、その権限を定めているにとどまるものである。

したがって、法第4条第1項においては、サリン等又はサリン等である疑いがある物質の発散によって、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときには、一義的に、警察官等が警察官職務執行法等の関係法令に定められた権限を行使することができる場合に該当することを明確化し、その権限行使の迅速を図るとともに、これらの権限を適切に行使すべき職務上の義務を有する旨を明確化したものである。

(2) 措置の要件

法第4条第1項により警察官等が措置をとらなければならない場合は、「サリン等又はサリン等である疑いがある物質の発散により人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるとき」である。

現場において、直ちに、サリン等の発散によって被害が生じていると明確に判断することは必ずしも容易でないが、サリン等である疑いがある物質の発散によって被害が生じており、又は生じるおそれがあると認められる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

サリンを使用した犯罪が予告されているような場合に、電車の車内に無色透明の液体が入った不審なガラスびんが放置されているようなとき。

通行人の多数が目の痛みや刺激臭、嘔吐感を訴えるなどしているようなとき。

サリンを輸送している車両が交通事故を起こしたとき。

サリンを取り扱っている研究所から事故が発生した旨の通報を受けたとき。

(3) 措置の内容

法第4条第1項においては、警察官等は、「被害に係る建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品その他のその被害に係る物品を回収し、又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない」とされている。

警察官が、「法令の定めるところにより」講じなければならない措置とは、次のようなものである。

ア 警察官職務執行法

第4条 避難等の措置

第5条 犯罪の予防のための警告及び制止

第6条 危険発生時における土地、建物等への立入り

イ 道路交通法

第6条 歩行者、車両等の通行の禁止、制限

第50条の2 違法停車に対する移動命令

第51条 違法駐車に対する移動命令、違法駐車車両の移動

第75条の3 高速自動車国道等における危険防止等のための通行禁止、制限等

第83条 危険防止のための工作物等の除去、移転等の応急措置

ウ 刑事訴訟法

第210条 緊急逮捕

第213条 現行犯逮捕

第220条 令状によらない搜索、差押え、検証

第222条において準用する第111条 搜索、差押えに必要な処分

第222条において準用する第129条 検証に必要な処分

(4) 措置に当たっての留意点

警察官等は、上記のような措置をとらなければならないとされているが、サリン等は極めて危険性の高い化学物質であることから、立入りの禁止、退去については直ちに実施するとともに、物品の回収、廃棄に当たっては、受傷事故防止のため装備資機材を活用して行うこととし、必要に応じて、法第4条第2項に基づいて自衛隊等専門的知識、技能を有する機関、団体に協力を求めて行わなければならない。

(5) 警察官等の相互の関係

上記(1)のとおり、第4条第1項は、警察官等について、新たな権限を付与したのではないから、警察官、海上保安官、消防吏員の相互の関係を変更するものではないが、措置に当たって、警察官等が相互に緊密な連携を確保しなければならないことは当然である。

2 協力の要請（第4条第2項）

1の措置又は法に規定する犯罪の捜査の円滑な実施を確保するために、警視總監又は道府県警察本部長が、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対して、必要な協力を求めることができることとされた。

(1) 「関係のある公私の団体」

「関係のある公私の団体」とは、サリン等の製造その他の取扱いについて専門的知識、技術を有する事業者、また、その事業者の属する事業者団体等である。

(2) 協力の内容

協力の内容としては、サリン等の取扱いについての技術的知識の提供、防護服、防毒マスク、除染用器具等の装備資機材の貸与、専門的知識・技能を有する人の派遣等が考えられる。

(3) 留意事項

緊急時において、本項に基づく協力要請を迅速かつ円滑に実施するためには、警

察署、警察本部において緊急時の連絡体制を確立し、関係行政機関及び関係のある公私の団体との連絡窓口を設定しておくとともに、平素から密接な関係を確保しておく必要がある。

なお、この規定は、技術的知識の提供、装備資機材の貸与その他必要な協力の要請をすることができるということとどまり、この規定自体が自衛隊の出動の根拠になるというものではない。

また、緊急時において、第1項の措置をとるために協力を要請する必要が生じた場合には、上記の連絡ルートを通じて速やかに要請するとともに、警察庁刑事局捜査第一課長まで通報すること。

3 通報等の義務（第4条第3項）

国民は、サリン等若しくはサリン等である疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは速やかに警察官等に通報するとともに、第1項の警察官等の措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならないとされた。

第5 罰則（第5条から第7条まで関係）

1 各罪

(1) 発散罪（第5条第1項）

サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる罪である。

ア 主体

自然人である。

イ 行為

サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為

(ア) 「発散」

「発散」とは、方法の如何を問わず、サリン等を外部に拡散させることをいう。液体、気体等の状態にあるものをそのままの状態に拡散させていくこと（例えば、噴霧器を使用しての噴霧、ホースを使用しての噴射等）とその状態を変化させながら拡散させていくこと（例えば、新聞紙や布片に含ませる揮発等）の両方が含まれる。また、大気中への拡散、河川等水中への拡散を問わない。

(イ) 「公共の危険」

「公共の危険」とは、不特定多数の人の生命及び身体に被害が生じ又は生じるおそれがあることである。例えば、電車の中でサリン等を発散させ、乗客がめまいや呼吸困難に陥ったりした場合等には、「公共の危険を生じさせた」といえる。しかし、化学兵器禁止法の許可を受けない研究者が自分の研究室内でサリン等を発散させた場合や特定の個人にサリンの染み込んだタオルを嗅がせて殺したような場合は、サリン等を発散させても公共の危険を生じさせたとはいえない。

(ウ) 故意

発散罪は、結果的加重犯を定めたものではないから、公共の危険を生じさせることの認識が必要である。したがって、化学兵器禁止法の規定によりサリンの製造の許可を受けた者が研究施設内で研究のためにサリンを発散させたところ

る周辺地域に発散し、その結果、公共の危険が生じた場合には、故意はなく、本罪は成立しない。また、サリンを輸送中の者が交通事故を起こしたことによりサリンが発散し、公共の危険が生じた場合についても、同様である。

(2) 発散未遂罪（第5条第2項）

発散罪の実行に着手したが、既遂に至らなかった場合であり、例えば、サリンを発散させ公共の危険を生じさせる目的でサリンを目的地に備え付けたところ警察官に発見された場合、時限式のサリン発散装置をセットしたがうまく作動しなかった場合等がこれに当たる。

(3) 発散予備罪（第5条第3項）

発散罪を犯す目的でその予備をする罪である。

発散に供する容器や噴霧器等を購入すること、発散の直前に調合してサリン等を製造し発散する目的で原料物質を携行すること等がこれに当たる。

(4) 製造、輸入、所持、譲渡し、譲受け罪（第6条第1項）

法第3条各号に該当しない場合に、サリン等の製造、輸入、所持、譲渡し、譲受けを行う罪である。

(5) 発散目的製造、輸入、所持、譲渡し、譲受け罪（第6条第2項）

本罪は目的犯であり、サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的で、サリン等の製造、輸入、所持、譲渡し、譲受けを行う罪である。(3)の発散予備罪の特別類型である。

(6) 製造、輸入、所持、譲渡し、譲受け未遂罪（第6条第3項）

(4)の未遂罪である。

(7) 発散目的製造、輸入、所持、譲渡し、譲受け未遂罪（第6条第3項）

(5)の未遂罪である。

(8) 製造、輸入予備罪（第6条第4項）

サリン等の原料物質の購入・所持・貯蔵、製造に要する設備・敷地の購入や整備、輸入のための資金の準備等がこれに当たる。

(9) 発散目的製造、輸入予備罪（第6条第4項）

本罪は目的犯であり、サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的で、サリン等の製造、輸入の予備をする罪である。(3)の発散予備罪の特別類型である。

(10) 資金等提供罪（第7条）

発散罪、製造・輸入罪又は発散目的製造・輸入罪に利用されることを知りながら、これらの犯罪に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供する行為をすることによってこれらを幫助する場合を独立罪とするものである。

「提供」とは、事実上相手方の利用に供する行為を意味し、法律行為であると事実行為であるとを問わず、これらの物の処分に関する権原が本人にあるか否かを問わない。しかし、艦船、航空機、車両を用いて自ら運搬する行為は、発散罪、製造・輸入罪又は発散目的製造・輸入罪の共犯となる場合や所持罪等に当たる場合はあるが、本罪には該当しない。

2 各罪の関係

(1) 本法に定める罪と他の法令に定める罪との関係

本法に定める罪が成立する場合に、同時に他の法令に定める罪が成立する場合には、それぞれ観念的競合の関係に立つ（刑法第54条）。例えば、発散罪と殺人（未遂）罪、発散罪と化学兵器禁止法の無許可使用罪、不法所持罪と兇器準備集合罪、不法所持罪と化学兵器禁止法の法定外所持罪との関係は、それぞれ観念的競合の関係になる。

(2) 本法に定める各罪の関係

サリン等の製造、輸入、所持、譲渡し、譲受けは、それ自体の危険性に着目して処罰するものであるから、発散罪が成立する場合においても同罪に吸収されない（併合罪）。また、製造、輸入、所持、譲渡し、譲受けの各罪相互の関係についても同様である。

発散、製造、輸入の予備をした者が、発散、製造、輸入をするに至れば、予備罪は発散罪、製造・輸入罪に吸収される。

資金等提供罪が発散罪又は製造、輸入、所持、譲渡し、譲受け罪との共犯に当たる場合には、その共犯が優先して成立し、資金等提供罪は、これらの罪が予備にとどまった場合に限って適用される。

第6 施行期日（附則第1条関係）

本法は、公布の日から施行されるが、第3条第2号及び附則第4条の規定については化学兵器禁止法の施行の日から、第5条から第7条までの規定については、本法の公布の日から起算して10日を経過した日から施行されることになる。

第7 経過措置（附則第2条から第4条関係）

1 化学兵器禁止法施行までの読み替え（附則第2条）

化学兵器禁止法が施行されるまでの間は、第3条第2号が適用されないから（附則第1条第1号）、附則第2条により読み替えられた第3条第1号により、国の職員又は国から試験若しくは研究の委託を受けた者で国家公安委員会が指定したもののみが、サリン等の製造等の禁止から除外されることになる。これらのものについては、化学兵器禁止法の施行の日からは、同法第34条の特定施設として又は同法の許可を受けることにより、第3条第2号に該当することによって、サリン等の製造等の禁止から除外されることになる。

2 警察署長への届出及びサリン等の廃棄（附則第3条）

法施行の際現にサリン等を所持する者（上記1の者を除く。）又は法施行の日以後その日から起算して10日を経過する日までの間にサリン等を所持するに至った者は、同日までの間に、

所持するサリン等の種類

所持するサリン等の数量

所持するサリン等の所在する場所

を当該場所を管轄する警察署長に届け出なければならないこととされた。

(1) 警察署長への届出

上記期間内に、サリン等を所持する旨の届出を受けた警察署長は、警視総監又は

道府県警察本部長に直ちに報告するとともに、 から の事項を確認すること。

(2) サリン等の廃棄の指示

サリン等を所持する旨の届出を受けた警察署長が、その届出に係る事実を確認したときは、届出の受理の日から近接した適当な日時を指定すること。廃棄は、中和反応、加水分解等の化学反応により他の毒性のない物質に不可逆かつ完全に变化させることによって行う必要があるが、その安全かつ確実な実施を確保するため、第4の2の(3)に準じて、自衛隊等の関係機関等に委託して行うよう指示すること。

また、サリン等が廃棄されるまでの間は、サリン等の保管、運搬が安全かつ適正に行われるよう管理を徹底するとともに、廃棄が完全に行われたことを確実に確認すること。

(3) 協力の要請

届出を受けた警察署長が(2)の措置を執るに当たって必要な場合は、警視総監又は道府県警察本部長を通じて、関係機関・団体等に協力を求めること。

(4) 警察庁への通報

警察署長がサリン等を所持する旨の届出を受けた場合は、その都度、警察庁刑事局刑事企画課長及び捜査第一課長まで速報すること。

3 化学兵器禁止法の猶予期間の適用除外（附則第4条）

化学兵器禁止法附則第2条においては、同法の施行の際特定物質を所持している者は、同法の施行の日から30日を経過するまでの間を猶予期間として、特定物質を所持することができるものとされているが、本法附則第4条によって、サリン等については、この猶予期間についての規定は全く適用されないこととされた。すなわち、化学兵器禁止法の30日の猶予期間にかかわらず、サリン等については、本法施行後10日を経過する日までの間に届け出て、その後廃棄のためにサリン等を所持する場合のほかは、全く所持を認められないこととされたものである。

第8 附則の罰則（附則第5条関係）

- 1 法施行の日以後その日から起算して10日を経過する日までの間に、サリン等を所持する旨を警察署長に届け出た者が、その届出に係るサリン等を廃棄しなかった場合には、これを処罰することとされた（附則第5条第1項）。
- 2 法施行の際現にサリン等を所持する者又は法施行の日以後その日から起算して10日を経過する日までの間に第3条の規定に違反してサリン等を所持するに至った者が、同日までの間に、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、これを処罰することとされた（附則第5条第2項）。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、2(1)又は(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科することとされた（附則第5条第3項）。